○中部地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県不破郡垂井町字御所野一五二三番八から同町字御所野四九七番一まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十六日十二時

○中部地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市白鳥町中津屋字九郎中津屋十四二八番四開津九二九番一から同市白鳥町中津屋字九郎中津屋十四二八番四まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十六日十二時

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市白鳥町中津屋字坪ノ口七〇六番一地内	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十六日十二時

○四国地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

四国地方整備局長　川崎　正彦

第１　起業者の名称　香川県

第２　事業の種類　二級河川新川水系吉田川改修工事（香川県高松市亀田南町字北三西及び字下沖地内から同市亀田南町字南川西及び字西の門地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事並びに附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　香川県高松市亀田南町字北三西、字下沖、字南川西、字上沖及び字西の門地内

２　使用の部分　香川県高松市亀田南町字北三西、字下沖、字南川西、字上沖及び字西の門地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市小村町字本村地内から同市十川西町字吉田地内までの延長1,920ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川新川水系吉田川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事並びに附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川新川水系吉田川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道、農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事のうち、市道の付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号の市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用水路の付替工事は、同条第５号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

さらに、市道付替工事の施工に伴う附帯工事として行う仮橋及び仮設道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川新川水系吉田川（以下「吉田川」という。）は、河川法第５条第１項の規定に基づき香川県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定に基づき香川県知事が河川管理者であることなどから、起業者である香川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

吉田川は、その源を香川県木田郡三木町小蓑の讃岐山脈（標高542ｍ）に発し、三木町地内で平野部に出て、高松市小村町地内で支川小村川を合わせ、北へ流下し、高松市前田西町地内で二級河川新川に合流する、流域面積26.0㎢、流路延長11.8㎞の河川である。

吉田川の流域は、高松市と三木町にまたがり、川沿いに形成された平地は水田として広く利用されているほか、下流部では住家が連たんし、大型商業施設が立地するなど市街化が進んでおり、社会、経済上重要な地域である。しかし、県道太田上町志度線の小村橋から上流の未改修区間においては、流路が曲流し、河積が小さく流下能力が不足していることから、昭和47年の台風20号及び豪雨や昭和62年の台風19号などによりたびたび浸水被害が発生している。近年においても、平成10年９月の台風６、７号では、浸水家屋19戸、浸水面積約８ha、平成16年10月の台風23号では浸水家屋292戸、浸水面積約54haにおよぶ被害が発生している。

新川水系の治水対策は、平成21年４月に「新川水系河川整備基本方針」が、平成23年５月に「新川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、吉田川における本件区間については、年超過確率１／70年規模の洪水に対応し、計画高水流量190㎥／秒を流下させることを目標として順次河川改修が実施されているところである。

本件事業は、水害の危険性が極めて高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、低騒音対策型の建設機械を使用すること、低振動の工法を採用すること等、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることなどから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が本件区間を含む新川合流点から吉田橋下流までの区間において、任意で実施した調査結果によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。